

「長和町過疎地域持続的発展計画」（案）に関するご意見と町の考え方

ご意見①

ページ・該当項目	ご意見	町の考え方
5. 交通施設の整備、 交通手段の確保	<p>現在町内巡回バスが採用されていますが、空の時や一人の乗客の場合が多いです。四月からより細かな路線図になりましたが、何曜日に運行されているのか、いくつ乗り換えれば目的地に着くのか、帰りは？と問題が多い状況です。例えば海洋プールで行われている2時からの水中エクササイズに参加するために朝の8時にバスに乗って夕方6時過ぎに自宅に着きます。果たして便利な交通手段でしょうか。</p> <p>また、高齢者の多い長和町で免許返納することは、即ち生活を諦める事です。身体が弱っていても、危険と解っていても車を運転しています。</p> <p>現在、茅野市、塩尻市、武石地区でオンデマンド交通が採用されて、住民の真の要望に答えていく活動が始まっています。</p> <p>今後、より複雑で細かなバス路線を増やすより長和町もオンデマンド交通を取り入れ、高齢者が生活を続けるために無理な運転をしたり、近所の人々の善意を当てにすること無く、適切な年齢に自ら車を辞める事ができる環境を要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>デマンド交通の導入については、これまで検討してきた経過もありますが、導入した市町村とは地勢や条件も違うため、現状では導入に至っていません。</p> <p>すぐに全ての課題が解決できるものではありませんが、長和町における公共交通もまだまだ課題がある事を再認識し、計画にも記載のとおり、今後も町内巡回バスの運行を委託しているジェイアールバス関東（株）をはじめとした関係機関とも話し合いながら、運行体制を維持し、便利で効率的な交通体系が実現できるよう努めていきます。</p>

ご意見②

ページ・該当項目	ご意見	町の考え方
P10～11、15～69	<p>1. 資料の構成が解りづらい。 (4) 地域の持続的発展の基本方針①～⑥と、2. 移住・・・、 3. 産業の・・・、～13. その他・・・は、項目ごとにまとめた方が解り易い。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 しかしながら本計画の策定につきましては、国より示された統一された作成方法に基づき作成していますので、ご了承ください。</p>
全般	<p>2. 計画の内容 必要事項が全て網羅されていて立派と思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
P12	<p>3. 基本目標 今まで「長和町人口ビジョン」や「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等で検討して来たが、当時の人口の見通しと現在との乖離の検証（P→D→C→AのC）はしっかり行なってR7年の目標値は決めたか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 第1期の長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）の総括を行った際に、検証は実施しております。 過疎対策として取り組む事業と、地方創生として取り組む事業がありますが、どちらも人口減少問題などの課題を少しでも解決し、各分野における活性化や体制維持を図る事を目指しており、目指す方針は共通であると考えます。 そこで、第2期の総合戦略とも整合性を図るため、過疎地域持続的発展計画の基本目標の設定にあたっては、総合戦略の数値目標を採用し、設定いたしました。</p>
P15～69	<p>4. 計画の実施（令和3年度から令和7年度） 2. から13. までの12項目を実施するに当たり長和町の“強み”に傾注して実施して欲しい。 過疎は全国的な問題であるが、長和町には長所（“強み”）がたくさんあるので、町民全員参加で、自ずの力で持続してゆく町づくりをしたいものである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 町内各地の持つ特性を尊重した個性あふれる自立した地域づくりを推進し、長和町の一体的で持続的な発展を目指し、長和町の“強み”を意識しながらのまちづくり並びに各事業を実施するよう努めていきます。</p>

ご意見③

ページ・該当項目	ご意見	町の考え方
全般	<p>一般町民に唐突に意見を求めても、行政に造詣のあるもの以外、計画そのものが理解できないと思う。</p> <p>町が、声高に唱える協働を推し進めるなら、形がい化しつつある住民自治基本条例の趣旨を尊重し、町政懇談会を経て計画決定すべきと思う。</p> <p>とはいえ、コロナ禍でそれも難しいならせめて行政施策に対する評価や要望を把握するためのアンケート調査（声なき声にしっかり寄り添う）くらいはしたらどうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画につきましては、平成12年4月に施行された過疎地域自立促進特別措置法の失効を受け、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」として令和3年3月に可決、成立し、この4月より施行された事に伴い策定するものです。</p> <p>本計画は過疎対策事業債を活用する上で大きな関連性があるため、9月までに県への協議等を済ませ、9月議会へ上程する事となります。</p> <p>この計画の策定にあたり、住民の皆様の意見を聴取する方法として集会等の開催も検討しましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、開催は見送らせていただきました。</p> <p>また、スケジュールの関係からアンケート調査等を行う時間が取れなかったため、今回はパブリックコメントを実施させていただきましたので、ご了承ください。</p>